ガス事業法第 14 条による書面交付

2025 年 11 月

お客さま　各位

丹後ガス株式会社

ガス料金改定（ 値上げ ）のお知らせ

日頃より、丹後ガスの都市ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび、当社は以下のとおりガス料金を値上げ改定いたします。

（ 料金改定に至った背景 ）

弊社ではお客様のご負担を少しでも軽減すべく、都市ガスの輸入価格や物流費など外的要因による一部調整を除き、過去 7 年間にわたり都市ガス料金の値上げを行わず、価格の維持に努めてまいりました。

しかしながら、供給エリア内における人口減少やオール電化の台頭などにより、お客さま件数及びガス販売量が継続的に減少傾向にあり、厳しい収支状況が続いております。

また、昨今の原料費や諸経費の高騰に加え、都市ガスを安全かつ安定的に供給するための導管の維持管理や、製造施設の維持管理費用の負担も年々増加しており、現行価格での安定供給が極めて困難な状況となっております。

このような状況を踏まえ、誠に苦渋の決断ではございますが、都市ガス料金を下記の通り改定させていただくこととなりました。お客様にはご負担をおかけすることとなり、心よりお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当社は、これからも都市ガスの安定供給・保安確保はもちろんのこと、更なるサービス向上に向け、なお一層の経営努力を重ねてまいります。　どうかご理解をいただき、引き続き当社の都市ガスをご利用いただけますようよろしくお願いいたします。

（改定内容）

2025 年 11 月 20 日より、1 ㎥につき５５．０円（税込）値上げ

今後とも丹後ガス株式会社をご愛顧賜りますよう、重ねてよろしくお願い致します。

（裏面につづく）

【　対象契約種別　】
一般ガス供給契約、夏期空調契約、小型空調契約、小型空調全体契約、厨房給湯暖房契約、業務用季節別契約、ホテル旅館ボイラー契約　等を含む全ての契約種別

※基本料金の変更はございません。
※実際に適用する単価（ 円 / ㎥ ）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
※ガス料金は、口座振替または払い込みの方法により、納付書発行日の翌月から起算して 50 日目（ 支払期限 ）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給停止させていただくことがあります。詳細は、ホームページに掲載している各種約款をご確認ください。
※お客さまの都市ガスの契約場所を特定する「供給地点特定番号」は、「ご使用量のお知らせ(検針請求書)」にお客様番号として記載されております。
※変更後の詳細な供給条件は、12 月からホームページ（ URL:https://www.tangogas.co.jp/ ）に掲載しますので　ご覧ください。また　書面が必要な場合は、下記窓口までお知らせください。

【 変更実施日 】
2025 年 11 月 20 日　（12 月検針分から新料金運用開始 ）

本内容に関するお問合せ先は以下の通りです。

【 窓口 】丹後ガス株式会社（ 登録番号 ： G0006 ）
住所 : 舞鶴市字森大田野 ４９３ 番地
TEL ：　０７７３－６２－２６０６
受付時間 ： ９：００ ～ １６：30
（土・日・祝日を除く ）